

4. バックアップ施設についての調査票

① グループホーム開設にあたって、どんなことで苦労しましたか	
該当に○・複数回答可	
1. 近隣地域とのトラブル	
2. 住宅の確保	
3. 世話人の確保	
4. 入居者の選定	
5. 家族の了解	
6. 職員間の合意	
7. 開設資金の調達	
8. その他 ()	

② グループホームを運営してみて、良かったことはどんなことですか	
該当に○・複数回答可	
1. 施設から地域生活への移行が促進された	
2. 入居者に仲間同士の支えあいや協力ができた	
3. 入居者と家族の関係が良好になり、自立した暮らしになった	
4. 入居者が明るくなったり、落ち着いたり、精神的に良い変化がみられた	
5. 入居者の今まで見ていなかった力に気づかされた	
6. 入居者が日常生活面で自分でできることが多くなってきた	
7. 施設入所者に対する援助を職員が見直すきっかけとなった	
8. 家族の負担や精神的不安が軽減された	
9. グループホームができたことによって、障害をもつ人たちに対する住民の理解が深まった	
10. 地域生活に対する関係者や関係機関との連携が深まり、情報交換が活発になった	
11. その他 ()	

③ グループホームを実際に運営してみて、どんなことで苦労していますか	
上位 3 つまでに○	
1. 運営資金のやりくり	
2. 入居者への援助	
3. 世話人の採用、補充	
4. 家族の理解、協力	
5. 入居者と世話人の人間関係	
6. 入居者同士のトラブル	
7. 入居者の事故や病気	
8. 入居者の就労問題	
9. 入居者の高齢化	
10. 世話人に対する精神的なサポート	
11. 世話人の不適切な対応	
12. 近隣とのトラブル	
13. 専門機関との連携の取り方や支援体制の不足	
14. その他 ()	

④ 実際にグループホームを運営してみて、将来の方向性について、どう思いますか	
該当に○	
1. グループホームは、大変良い制度であり、今後入所施設に代わって、障害の重い人や高齢の人たちも含めて、知的障害をもつすべての人たちの「住まい」として発展すべきだと思う	
2. グループホームは、比較的障害の軽い人たちには良い制度であると思われるが、障害の重い人や高齢の人たちには、入所施設の方が良いと思う	
3. 実際に運営してみて、グループホームは極めて問題が多く、知的障害者にとっては入所施設の方が良いと思う	
4. その他 ()	

グループホームの実態に関するアンケート
(平成13年8月1日現在)

⑤ 今後3年以内にグループホームの設置を計画していますか			
該当に○		箇所数を記入	
1. 計画あり		→ 箇所(うち13年度予定 箇所)	
2. 計画なし			

⑦ 計画なしの場合、その理由をお書きください

⑥ 計画ありの場合、どのような人を入居対象と考えていますか			
該当に○			
1. 軽度者		5. 重複障害者	
2. 重度者		6. 強度行動障害者	
3. 高齢者		7. 精神障害者	
4. 最重度者		8. その他	
		()	

⑧ バックアップ施設でケアしている地域住居と入居者の数				
1. 国制度のグループホーム	ホーム数	ヶ所	入居者数	人
2. 自治体制度のグループホーム	ホーム数		入居者数	人
3. 上記以外の共同生活	ホーム数		入居者数	人
4. 結婚世帯住居	ホーム数		入居者数	人
5. その他の地域生活者 (在宅・単身・職場寮等)			人数	人

⑨ 世話人との協議の場	
(該当に○)	
1. 施設と世話人とでグループホーム運営のための定期的な協議の場を設けている	
2. 特別に定期的な協議の場は設けていないが、世話人が施設の職員会議等に参加している	
3. 特別の協議の場は設けてなく、必要に応じて協議している	

⑩ バックアップ施設のグループホーム担当職員	
(該当に○)	
1. 専任の担当職員を置いている (その場合の職種:)	
2. 専任ではないが、担当職員を置いている	
3. 担当職員を置かず、臨機応変に対応している	

⑪ バックアップ施設の今後の方向性	
(該当に○)	
1. バックアップ施設の果たしている役割は大きく、今後も必要	
2. バックアップシステムが整えば、必ずしもバックアップ施設でなくとも良い	
3. グループホームにとってバックアップ施設は、主体的な運営を阻害するので不要	
4. その他 ()	

グループホームの実態に関するアンケート
(平成13年8月1日現在)

⑫. 今後この制度を発展拡充させるためには、どのような対策が必要だと思いますか	
上位 5 つまでに順位をつけて下さい。	
1. 年間のグループホーム承認数の大幅な拡大を図るべきである	
2. 手厚いケアの必要な人たちに対しては、入所施設と同額程度に大幅な補助金の増額を図るべきである	
3. 運営主体について、法人格を有していること、バックアップ施設を持っていることなどの設立要件を緩和すべきである	
4. グループホームが多くなるにつれて、バックアップ施設には限界があり、独立した支援センターを制度化すべきである	
5. 就労していなくても、グループホームで生活できるように所得保障を確立すべきである	
6. 住宅確保のために、家賃補助や住宅の整備賃金等を補助対象とすべきである	
7. 良い世話人を確保するために、身分の保障と待遇の改善を図るべきである	
8. 分散居住や入居者 4 人未満のグループホームなど、設立要件を緩和すべきである	
9. 手厚いケアの必要な重度・高齢者にも対応できるように、新たなグループホーム制度の創設を図るべきである	
10. 入所施設を減らしてその予算をグループホームにまわし、一層の運営内容や支援内容の充実を図るべきである	
11. その他	
(	)

⑨ グループホーム制度についての課題や提言、また本調査への意見、要望等がありましたらご記入ください

グループホームの実態に関するアンケート
(平成13年8月1日現在)

グループホームの実態に関するアンケート
(平成13年8月1日現在)

①性別 (該当の数字を記入) ②年齢 (数字で記入) ③世話人としての勤続年数 (数字で記入)

2008 年

1 バックアップ施設職員と同じ給与体系
2 世話人独自の給与体系

300 km

平均月額 円 年額 円



1 定めがある
2 定めがない

→
1日

5	3
---	---

時間

■週休
 1 定めがある → 週 日
 2 定めがない

■有給休暇(年間) 年 日
 ■その他年末年始・夏期休暇等 年 日

☐ A) 賞与 (年 回) ☐ B) 期末手当 ☐ C) 時間外手当 ☐ D) 休日出勤手当

☐ E) 宿直手当 ☐ F) 常直手当 ☐ G) 通勤手当 ☐ H) 外勤手当 ☐ I) 扶養手当

☐ J) 住宅手当 ☐ K) 社会保険 ☐ L) 雇用保険 ☐ M) 労災保険 ☐ N) 障害保険

☐ O) 厚生年金 ☐ P) 退職金制度 ☐ Q) その他 ()

☐ A)看護婦(士) ☐ B)保健婦 ☐ C)保育士 ☐ D)幼稚園教諭

☐ E)小・中・高等学校教諭 ☐ F)介護福祉士 ☐ G)社会福祉士 ☐ H)ホームヘルパー1級・2級・3級

☐ I)社会福祉主事 ☐ J)介護アテンドサービス士

☐ K)その他() ☐ L)特になし

Ⅱ. 分担研究

2. 入所施設から地域移行に向けて自活訓練のあり方に関する研究

中里 誠（神奈川県・地域生活支援センター・しらね）・松浦 哲夫（北海道・北海道太陽の園）

石元 憲明（北海道・手稲この実寮）・吉川 正憲（宮城県・宮城県船形コロニー）

笹淵 悟（埼玉県・むさしの青年寮）・松村 真美（長崎県・コロニー雲仙）

はじめに

知的障害者福祉法によると、「更生施設及び授産施設は、指導や訓練によって、更生あるいは自活させる」ことを目的としている。にもかかわらず、知的障害者の施設から地域への移行率は、年間 1%にも満たない実態である。リハビリテーションを目的として設置された施設が、本来の使命を果たしえないで、なぜこのような数字に止まっているのであろうか。

入所施設利用者の重度化・高齢化を筆頭に、地域生活に移行後の受け皿の問題、所得保障やマンパワーの確保の問題と地域移行を阻害する要因はいくつも考えられる。しかしながら、平成 15 年度から施行される支援費制度においては、「障害者の自己決定を尊重し、利用者本意のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する」とある。更には、支援費制度への移行の象徴でもある「個別支援プログラム」の作成は、施設の責務となっている。

障害者福祉の大きな転換点であり、わが国の社会福祉のあり方にも変革をもたらすであろう支援費制度のスタートを 1 年後に控え、障害者施設が旧態依然のサービス体制に固執していたのでは、「施設を出て、地域での生活がしたい」「会社で働きたい」という利用者個々の望みに支援体制を確立し、対応していくことはできない。

本研究はこうした視点に立ち、施設から地域移行への実践として、国が実施している「自活訓練事業」の状況や、施設独自に「地域生活移行」の先駆的実践を行い、多くの利用者を施設から地域に送り出している 5 施設にご協力を頂き、その有効性や課題を明らかにすることで、地域生活への移行が促進されるような自活訓練のあり方について考察する。

■調査対象施設■

北海道社会福祉事業団 太陽の園（北海道）

社会福祉法人 手稲この実会 手稲この実寮（北海道）

宮城県社会福祉事業団 船形コロニー（宮城県）

社会福祉法人 むさしの郷 むさしの青年寮（埼玉県）

社会福祉法人 南高愛隣会 コロニー雲仙更生寮・雲仙愛隣牧場（長崎県）

■調査期日■

平成 13 年 7 月 1 日現在

■調査方法とまとめ■

先に調査票記入を 5 施設に依頼し、そのデータを基に 5 施設の担当者より報告をして頂き、研究班のメンバーも同席して質疑応答や意見交換をする。

「自活訓練事業」とは？

- ・事業の対象者は、知的障害者援護施設（通所施設を除く）に入所している利用者で、6ヶ月間の個別訓練を行うことにより、地域社会で就労自立することが可能であること。
- ・訓練中の居住の場は、施設の敷地内で、居住棟からは独立したものとし、通常の生活に必要な設備を有すること。ただし、施設の同一敷地内に確保することが困難な場合は、施設に隣接した借家等の利用もできる。
- ・訓練の期間は、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）の二期間とし、対象人員は前期、後期を通じて年間4人までとする。
- ・事業の実施及び訓練の内容については、責任者（自活訓練担当責任者）を配置し、個人生活指導、社会生活指導、職場生活指導、余暇の利用指導項目について6ヶ月間の指導計画を定め、効果的に行うこと。
- ・事業に要する費用は、1施設あたり年額382万円を限度とする。

I. 入所施設における自立支援の概況

厚生労働省が平成12年と13年の主管課長会議に報告した資料の中に「施設入所者が円滑に地域生活に移行するため、知的障害者更生施設等において自活訓練事業を実施しているが、移行実績の低調な施設が見受けられる」と指摘し、「地域生活への移行を推進するために、①対象者の居住場所 ②訓練期間 ③対象人数等について柔軟な対応が必要な場合は、個別に厚生労働省に協議されたい」とある。

ちなみに、平成11年度厚生科学研究の「自活訓練・生活実習」の実施状況を見ると、施設より地域生活移行のために自活訓練や生活実習をしている施設は、1004施設のうち349（34.8%）にすぎない。また、訓練等を行っている場所は、施設敷地内の専用建物や職員宿舎利用が半数以上を占めている。

また、資料の平成12年度自活訓練事業の概況を見ると、事業の対象施設は154ヶ所で、入所施設総数の1割にも満たない。この事業が、まだ周知徹底されていないのか、施設関係者による地域移行の意識が低いのであろうか。更に、事業の対象者数は533名で、入所者総数の0.5%で、都道府県別に見ても、事業実施に大きなバラツキが見られる。11年度の事業実績では、対象人数が393名、その内、退所者は204名の52%で、380万円余の事業収入が措置費に上乗せされても、結果的には半分しか地域移行がなされていない。その理由はいろいろあるだろうが、資料の「居住場所」から推測できることは、79%の施設が地域生活の訓練を施設内で実施していることにあるのではないだろうか。コロニー雲仙の田島良昭氏は、施設から地域移行を推進するために「施設という特別の場所で、特別の暮らし、特別の教育をさせながら、普通の場所で、普通の暮らしができるようになると思い込んで、取り組んでいる」と指摘している。「地域での普通の暮らし」が目標であれば、施設の中で訓練をするより、最初から地域の普通の場所でした方がより効果的であり、実践としても全国の各地域で実施されているグループホーム実態調査報告に見られるように「施設の中では見えなかった本人の能力が、グループホームの中で見えてきた」とか「地域で暮らすことが障害のある本人の力を育てていく」と明白な事実である。

日本知的障害者福祉協会・生活支援部会が平成13年に実施した「自活訓練事業実態調査報告」においても、訓練の場所や期間、対象者、人数等、現行の自活訓練事業の問題点を指摘し、誰もが地域の中で生活できるように事業の見直しが必要と、「誰でもこの事業の対象者に」「目的に合致した訓練の場所」「実施期間を柔軟に」等、自立後の支援体制をも含めてさまざまな提言している。

資料：平成 12 年度 自活訓練事業の概況

No	都道府県	実施施設数		訓練対象者数			平成 11 年度実績		居住場所			
		入所更生	入所授産	男	女	計	対象者数	退所者数	施設内		施設外	
									訓練棟	その他	訓練棟	その他
1	北海道	20	6	61	28	89	62	52	12	6	2	6
2	青森県	5	1	13	7	20	10	2	2	4		
3	岩手県	3		8	4	12	12	10	1	2		
4	宮城県	6	3	26	4	30	32	21	7			2
5	秋田県		1	2	2	4			1			
6	山形県		2	4	2	6	6	1			1	1
7	茨城県	4	1	11	3	14	8	7	1	2	2	1
8	栃木県	2	2	2	12	14	12	5	2	1		1
9	埼玉県	3	1	8	8	16	8	2	1	2		1
10	千葉県	2	1	4	6	10	6	2	3			
11	東京都	2		3	5	8	4	1		1	1	
12	神奈川県	1		1	1	2	4	1	1			
13	新潟県	1	1	4	4	8	8	1	1	1		
14	石川県	1	1	2	4	6			1			1
15	福井県	2	2	11	4	15	11	3		2		2
16	長野県	2		4	4	8	4	2	2			
17	岐阜県	2		5	1	6	8	1	2			
18	静岡県	3	1	8	8	16	16	5		4		
19	愛知県		1	2		2				1		
20	三重県	1		4		4	4	2		1		
21	滋賀県	1		2	2	4	4	1		1		
22	大阪府	6	4	19	17	36	33	19	2	7		1
23	兵庫県	1		2		2	2			1		
24	島根県	1	2	4	4	8	8	6	2			1
25	岡山県	3	2	12	8	20	20	8	1	1	2	1
26	広島県	1		4		4						1
27	山口県	2		4	4	8	4	1		2		
28	徳島県	1		2	2	4			1			
29	愛媛県	2	1	10	2	12		4	1			2
30	高知県	1	4	11	4	15	11	6	3	1		1
31	佐賀県	1	1	5	3	8	8	7	2			
32	長崎県	2	1	8	4	12	12	6	3			
33	熊本県	5	2	19	9	28	19	5	6	1		
34	大分県	5	2	10	6	16	17	7	7			
35	宮崎県	2	2	11	5	16	12	5	2	1	1	
36	福岡県		1	4		4	4	3		1		
37	札幌市	1		2		2			1			
38	仙台市	3		9	1	10	6	4	1		2	
39	いわき市	1		4		4	4	1		1		
40	豊橋市	1		1	1	2				1		
41	川崎市		1	3	1	4	4	2				1
42	名古屋市	1			2	2	2			1		
43	新潟市	1			4	4				1		
44	岡山市	2		6	2	8	4		1	1		
45	高松市		1		2	2						1
46	大分市	1		2	2	4	4	1		1		
47	鹿児島市	1			4	4			1			
計		106	48	337	196	533	393	204	72	48	11	22
%		69%	31%	63%	37%			52%	79%		21%	

Ⅱ. 地域生活移行への先進的な取り組みをしている5施設の紹介

平成11年度の厚生科学研究の調査によると、5年以上の施設在籍者が72%となっている。このように入所施設の滞留化が指摘されながら、自活訓練事業や生活実習に取り組んでいる施設は34.8%、グループホームを1ヶ所も設置していない施設が61.2%もあり、総体的に見て地域生活移行に積極的とはいえない実態となっている。その理由について、関係者から「本人や保護者が施設入所を望んでいる」とか「職員の補助をしている利用者が退所しては困るし、そのあとに入所する人が重度ではなお困る」といった声が聞かれる。

その一方、多くの利用者を地域生活に移行している施設もある。同じ入所施設でありながら、なぜ、このような大きな差が出るのであろうか。施設の立地条件や利用者の障害の状況、保護者の願いなどさまざまな要因が考えられるが、その中でも大きな理由の一つに、施設職員の自立に対する認識の差があると思われる。

このような前提に立って、本研究は、法人独自の自活訓練事業によって、施設から地域生活移行に先駆的に取り組んでいる5施設を紹介し、その基本的な考え方や具体的な方法論を明らかにし、入所施設における自立訓練のあり方について検証することとした。

なお、内容の正確さを期すために、文言の整理をしておきたい。施設から地域生活に移行するプログラムとして「就労自立プログラム」（職場実習）と「生活自立プログラム」（生活実習）があり、その実践として、国が補助金を出している「自活訓練事業」と各法人・施設が独自に行っている「無認可の地域生活移行プログラム」（無認可の職場実習と生活実習）がある。今回、紹介する5施設は国の「自活訓練事業」を行っているところもあるが、その他に独自の「地域生活移行プログラム」を実施している施設である。その事業名は「社会自立訓練事業」「社会自立強化推進事業」「生活実習」等さまざまであり、実施場所についても「施設敷地内」と「施設敷地外」があり、その場所の呼び方についても「自立訓練ホーム」「自立訓練棟」「生活実習ホーム」「分寮」等多様である。

そこで、本研究では、これら法人・施設が独自に実施している無認可の自活訓練を「自立訓練事業」、実際に生活している住居を「自立ホーム」として用いることにする。

● 北海道社会福祉事業団 北海道立 太陽の園 ●

1. 施設の概要

1	法人等設置年月日	昭和 43 年 5 月 1 日
2	所在地	北海道伊達市幌美内町 36-1
3	立地条件	施設所在地の伊達市は内浦湾に面した扇型丘陵地に位置し、人口は 35,000 人で、野菜生産を基幹産業としている。 施設は、市街地から約 4 km 離れた紋別岳の裾野に位置し、風光明媚な観光圏域に囲まれている。
4	設置運営形態	設置－北海道・運営－社会福祉法人北海道社会福祉事業団
5	自立訓練事業を実施する施設種別（定員）	第一青葉学園（入所更生・100 名） 第二青葉学園（入所更生・100 名） 希望ヶ丘学園（入所授産・100 名）（通所・20 名）
6	同上の直接処遇職員	職員全数 110 名 直接処遇職員 87 名
7	同一法人が運営する施設種別（定員）	ひまわり学園（児童入所・100 名） 伊達市地域生活支援センター ①通勤センター旭寮・通勤寮・20 名 ②地域援助センターらいむ（登録者 221 名）
8	法人全体のグループホーム等設置状況（13 年 4 月現在）	国制度：18 ケ所 自治体制度：3 ケ所 無認可：10 ケ所 ホーム総数：31 ケ所 入居者総数：141 名

2. 自立訓練事業の概要

1	国の自活訓練事業の実施状況		H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	合計
		更生	4	3	2	4	4	4	4	4	29
		授産	3	2	2	4	1	1	4	3	20
2	法人独自の自立訓練事業の名称	生活実習（就労訓練の職場実習に対して、生活面の訓練が生活実習であり、生活の場を生活実習ホームと呼んでいる）									
3	事業開始年度	昭和 53 年									
4	事業実施期間	6 ヶ月を原則とするが、必要に応じて延長可能									
5	利用者・保護者への説明と同意書の有無	口頭説明のみ（経費負担・生活の決まり・食事等について）									
6	利用者負担金	月額 20,000 円～45,000 円（家賃等により負担額が違う）									
7	職員の生活支援体制	生活実習ホームごとに担当職員を配置し、施設の寮の一部としてケアする。 家族の会連合会の業務委託により、必要に合わせて世話人を一部のホームに配置している									

3. 自立訓練事業の基本的な考え方（地域生活実習の経緯）

太陽の園の生活実習は、昭和 57 年から実施されている。施設からダイレクトに地域への移行は困難であるということから、まず施設敷地内の職員住宅で園内生活実習を実施、次いで地域住居での生活実習、そして地域生活へとステップアップ方式で実施しているが、施設敷地内より直接、地域の中で訓練の方が効果が早いことから、現在は地域生活実習が主流になっている。

利用対象は、将来地域での生活が可能と思われる人達、地域での生活を希望する人で、園内生活実習は施設敷地内の職員宿舎を利用し、地域生活実習は市街地の住宅（家族の会連合会が賃貸契約を結ぶ）を利用し、現実的な生活体験や訓練を行うことによって、地域生活の促進を図ることを目的としている。

4. 事業発展の要因と原動力

長年にわたる太陽の園の社会自立に対する取り組みの中で、就労面においては職場実習事業所等の協力が得やすい状況があった。また、一般就労が難しい人達のために、育成会や家族の会の協力によって、次々と小規模作業所等の福祉的就労の場が設置されてきている。

また伊達市では、既に地域で生活している人達も多く、これらの人達の姿を見ることによって、生活実習や職場実習がどういうものか、本人、家族、職員共に具体的にイメージすることができるようになった。

こうしたことから職員側も、利用者のために“ないものは作っていく”という意識があり、住宅の借用や親の理解についても実践例があることで、協力を得やすい状況にある。

5. 事業の実施場所・設置数・利用者数（2001 年 7 月 1 日現在）

場 所	設 置 数		人 数	
	国制度利用	独自の事業	国制度利用	独自の事業
施設外の専用ホーム	2	16	8	70
施設敷地内の職員宿舎		4		6
合 計	2ヶ所	20ヶ所	8人	76人

6. 1ヶ所当たりの利用人数

人 数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	合 計
ヶ所数	2	7	3	5	2	3	22

7. 日中の活動状況

活動場所	企業等就労	企業等実習	施設内作業	地域作業所実習	合 計
人 数		13	54	17	84

8. 自立訓練事業の実施年数

年 数	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	2年未満	3年未満	3年以上	合 計
人 数	6		34	22	22	84

※ 長期に自立訓練等を継続している人が多い。これは施設退所後の所得の問題やグループホームの承認数が少ないことなどが、その要因となっている。

9. 自立訓練事業による移行者（過去5年間）

移行先	地域生活				施設へ リターン	その他の 機関利用	合計
	GH	単身	家庭	通勤寮			
人数	30	2		10			42

10. 余暇活動支援について

休日や夜の時間帯に、施設利用者自治会が主催する各種のレクに参加。また単独での買い物、職員との外食等（月1～2回）を楽しみにしている。

11. 自立訓練事業の経費負担

	措置費で賄う	入居者自己負担	その他の負担方法
建物（建設資金）			
建物（賃貸料）		○	※ ○（一部）
共有の家財道具	○		
本人使用の家財道具		○	
飲食物費	○		
光熱水費	○（一部）	○	※ ○
共有の日用品費	○		
本人使用の日用品費		○	
職員等の人件費	○	※ ○	

※ 建物の賃貸料のみ、金額の1／3を「家族の会」で負担（月額20,000円）

※ 電気料金の一部を「家族の会」で負担

※ 「職員等の人件費」の「自己負担」については、入居者の状況によって世話人等の配置もあり、その場合は利用者負担となっている

12. 在籍のまま自立訓練を実施した場合、空きの出た施設の利用法について

希望が丘学園と第1青葉学園は5寮のうち2寮が空寮となる。この空き部屋を利用して、4人部屋を残った人達が2～3人で使用し、居住環境の改善を図っている。

13. 事業開始前と開始後の、利用者、家族、職員の変化や影響について

（1）利用者

住環境の改善によるプレッシャーからの開放によって、トラブルの減少、情緒の安定が見られる。また自主的な生活を営むことによって、主体的行動の増進や役割分担に対する責任感が生まれた。さらに、地域での生活体験を通して、社会常識やマナー等に対する認識が向上し、近隣住民との付き合い方も上手になった。

体験した利用者の多くは、街の中での継続した生活を希望している。

（2）家族

実施にあたっては心配する家族も多いが、実際の生活状況を見て安心することができ、グループホーム移行についても、これまでの積み重ねから了解を得やすい。

（3）職員

利用者が日々生き生きと生活している実態を見て、施設より地域で学ぶことの方がより効果的であることが認識されてきている。また、経費面での問題はあがあるが、かなり障害の重い人達でも、地域での生活が可能であることを確信することができた。この事業を体験する事によって、職員も多くのことを学んでいる。

14. 事業開始に当たり、行政との話し合いやその後の経過について

「生活実習を実施していること」について、特に行政との話し合いはしていない。

15. 課題と今後の方向性

- ① 障害の重い人達の地域生活移行の困難性
通所授産施設や小規模作業所から受ける小額の工賃収入では、地域生活の移行は経済的に困難な場合が多い
- ② ハード面の不備
経済的な問題から実習住居は狭い借家が多く、居住空間に余裕がなく私物の持込み等が制限される場合が多い
- ③ 食事配送の問題
本園より担当職員が食事を配送するために、ホームの職員不在の時間が発生する
- ④ 利用者の移動の問題
地域の住居より施設の作業所に通う人達が増大して、施設の定期バスの乗車定員が限界となっている
- ⑤ 施設行事への参加
施設行事や健康診断等、全体行動がとりにくくなっている。

● 社会福祉法人 札幌この実会 ●

1. 施設の概要

1	法人等設置年月日	昭和 48 年 1 月 1 日
2	所在地	北海道札幌市西区西野 969（手稲この実寮）
3	立地条件	札幌市西部，西区の小高い山裾に位置するが，すぐそばまで宅地が造成されている。8 分ほど歩いたバス停からは，約 15 分で地下鉄の駅に出られ，札幌の中心部まで 30 分弱の距離である。
4	設置運営形態	民立民営
5	自立訓練事業を実施する施設種別（定員）	知的障害者入所更生施設 手稲この実寮（入所・50 名，併設通所部・19 名）
6	同上の直接処遇職員	常勤：25 名
	同一法人が運営する施設種別（定員）	北の沢ディセンター（通所更生・40 名） 第 2 この実寮（入所更生・30 名，通所部・7 名） 札幌この実会センター24（通勤寮・20 名，老人デイサービス） 北の沢ディセンター中央区分場（通所更生分場・10 名） 札幌この実会 小規模授産所（小規模作業所・6 名） 共同作業所フレンド 89（小規模作業所・10 名） サポートセンター（通所授産・居住空間で 13 年 12 月開所予定）
8	法人全体のグループホーム等設置状況	国制度：7 自治体制度：2 無認可：10 ホーム総数：19 入居者総数：71

2. 自立訓練事業の概要

1	国の自活訓練事業の実施状況	未実施
2	法人独自の自立訓練事業の名称	分寮 あるいは 地域生活
3	事業開始年度	昭和 54 年 ★
4	事業実施期間	特に定めない
5	利用者・保護者への説明と同意書の有無	個別に面談を実施し，説明をした上で同意を得ているが，同意書などは取り交わしていない。
6	利用者負担金	● 入所籍 月額 20,000 円 （家賃 10,000 円，人件費 10,000 円） ● 通所籍・法人内作業所利用者 … 月額 55,000 円 （家賃 16,000 円 食費 16,000 円 光熱水費・燃料費 8,000 円 その他諸経費）
7	職員の生活支援体制	本体施設との兼務で，利用者の状況により，住み込みの職員を配置したり，巡回支援を行ったりしている。また，食事作りと清掃を中心とした世話人を，基本的に各ホームに配置する。会議等で職員不在時は有償ボランティア団体（NPO 法人）を利用している。

★ 開始時期については，施設内での取り組み（寮内下宿・昭和 54 年），敷地内での別棟利用（一戸建ての建物利用『小住宅』・昭和 56 年），敷地外での取り組み（西区山の手でのさざ波寮・昭和 57 年）等で明確な時期は回答しにくい。参考までに，北海道の制度として“生活寮”が開始したのは昭和 59 年である。

3. 自立訓練事業の基本的な考え方（地域生活実習の経緯）

- 昭和 48 年の施設開所当時より，小さい単位で暮らす「家庭寮」という考え方があり，定員 30 名でスタートした入所更生を，昭和 56 年に 50 名に増員した時も，20 名は敷地内の別棟とした。町

の中での暮らしという面では、制度がない時代ゆえ、(1) それに取り組もうという職員、(2) 資金面、の両方の見通しが立つまでにしばらくの時間がかかった。

- 施設から就労・実習へ向かう仲間達のために、建物の一部分を寮内下宿として活用したり、敷地内での別棟（一戸建ての建物利用『小住宅』）を利用するという実践を重ねながら、徐々に住む場所を町の中に求めていった。
- その後、町の中での生活拠点が拡大するが、平成9年札幌この実会センター24（通勤寮）開設を機に、就労を目指しGHへ移行していく人達については、通勤寮管轄とし、同時に本体施設の側が「空いた」地域生活の場を、入所更生に残った仲間達の暮らしの場として利用をしていった。平成9年以前にも、就労組と一緒に障害の重い仲間たちが町の中で暮らすということを試行的に繰り返してきており、ある程度のノウハウは重ねてきていた。この平成9年の時点で、就労支援型の地域生活から、生活支援型（重介護型）の地域生活に重心を移していった。
- 軽い人たちから地域に出すと、重い人はいつまでも施設に残ってしまうとよく言われるが、自分たちの実践からは、重度の方の地域生活こそ大きな意義があると考えている。
- 障害の重い仲間たちにこそ、小さな集団での暮らしを提供するべきであり、これまでの実践から、どんなに高齢でも、どんなに障害が重くても、基本的には町の中で暮らせるという手ごたえをつかんでいる。

4. 事業発展の要因と原動力

- 施設長の強力なリーダーシップ
- 5LDKなどの広い物件が施設の近くに見つけられた
- 通勤寮の開設で、就労支援の部門と切り離しが行えたこと
- 併せて、就労組が通勤寮の近傍に引っ越したことで、多数の空き部屋・建物が得られたこと
- 施設開設当初から、地域との関係作りを心がけてきた
- 住み込み可の職員を採用できていること

5. 事業の実施場所・設置数・利用者数（2001年7月1日現在）

場 所	設 置 数		人 数	
	国制度利用	独自の事業	国制度利用	独自の事業
施設外の専用ホーム		4		19
その他（民間アパート）		1		2
グループホーム（国制度）		2		7
生活寮（札幌市制度）		1		3
合 計		8		31

6. 1ヶ所あたりの利用人数

人 数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	合計
個 所		1	2	3	1	1	8

7. 日中の活動状況

活動場所	企業等就労	企業内実習	施設内作業	施設外作業	高齢者活動	その他	合計
人 数		4		27			31

★ 基本的に敷地の中では作業をしていないので、敷地外作業場（法人が借りている・所有している土地や建物）で作業しています。

8. 自立訓練事業の実施年数

年数	6ヶ月未満	～1年	～2年	～3年	3年以上	合計
人数	7	1	1	4	18	31

9. 自立訓練事業による移行者（開始以来）

移行先	GH	単身	家庭	その他	Uターン	その他の機関	合計
人 数	13	1	4		5		23

10. 余暇活動支援について

基本的に、施設の行事に参加。地域生活者は利用者同士で話し合い独自活動も行う。支援者は、地域生活担当職員を中心に行うが、本体施設の職員も応援する。また、保護者や一般の方からのボランティアによる活動もある。

11. 自立訓練事業の経費負担

	措置費で賄う	入居者自己負担	その他の負担方法
建物（建設資金）			
建物（賃貸料）	○	○	
共有の家財道具	○		
本人使用の家財道具	○	○	
飲食物費	○		
光熱水費	○		
共有の日用品費	○		
本人使用の日用品費	○	○	
職員等の人件費	○	○	

★その他の方法としての特別な方法

「通所籍」の場合は、2. - 6にある通り、別途負担金がある。

12. 在籍のまま自立訓練を実施した場合、空きの出た施設の利用方法について

- 施設内を個室にする。
- 通所籍のまま、自己負担金を徴収して、短期・中期・長期の生活体験の場として利用する。
- Uターン対策で利用する。7月1日現在定員外措置2名。

13. 事業開始前と開始後の変化や影響について

- （1）利用者 … 生活能力で格段の向上や、情緒面での落ち着きが見られる。しかし、短期間、体験利用して施設に戻るといような、行ったり来たりではなくて、ずっと地域で暮らしたいという声が大変強い。
- （2）家 族 … 施設から移行する際には、抵抗や反対もあるが、本人の落ち着きや生活面の向上に、本人の可能性を再確認して応援する姿勢が出てくる。しかし、次の段階として入所の措置を解除して、グループホームへの入居ということになると、交通費や医療費、GH利用料など、大幅な自己負担額のアップという点で、反対が出てくるのではないと思われる。
- （3）職 員 … 人の暮らしのあり様を、さまざまな角度から見られるようになってきている。当たり前の暮らしとは、どのようなものなのかと常に問い直す姿勢が積み上がってきている。

14. 事業開始にあたっての行政との話し合いやその後の経過

以前、札幌市による指導監査の中で、「家賃」という支出の理由を口頭で尋ねられている。その際には、体験実習的に、町の中に一戸建ての家を借りて、生活実習を行っている、口頭で答えた。

平成12年度、札幌市の障害福祉担当者や、児童相談所、更生相談所関係者も参加する会合の中で、施設長より、法人の実施している「措置のまま地域に暮らす」意義・現状を伝え、理解を求めるが、それ以降こうした取り組みに関する具体的な話し合いは行われていない。

1 5. 課題と今後の方向性

- (1) 医療費や、交通費、家賃を含む所得保障や制度の充実（一定の収入がないと、入所措置を解除しての地域移行は大変困難）
- (2) 職員配置 … 生活の場を小さく分散させると、週末や休日の職員配置が難しく、人手が必要である。重い人や高齢の人も暮らせるような、制度上の充実を願うが、職員の業務内容の標準化や、世話人の業務内容の見直しを中心に、自分たち自身の努力も必要だと考えている。
- (3) 職員・世話人の資質向上 … これまでの仕事内容の洗い出し作業を進めており、研修を積み重ね、効率のよい支援体制を作り出していく努力はまだまだ必要。
- (4) 今後も継続して、こうした取り組みを行っていくために、事業内容の明文化、行政との話し合い、必要十分な記録の検討、なども不可避であると考えている。

● 宮城県社会福祉事業団 船形コロニー ●

1. 施設の概要

1	法人等設置年月日	昭和 48 年 8 月 1 日
2	所在地	宮城県黒川郡大和町吉田字上童子沢 21
3	立地条件	国道 4 号線の仙台～古川のほぼ中間地に位置する、大和町吉岡の西方約 3.5 km に設置されている。船形山を遠望すると共に、眼前には七ツ森が全貌を見せる自然に恵まれた環境にある。
4	設置運営形態	公立民営 (社福) 宮城県福祉事業団
5	自立訓練事業を実施する施設種別 (定員)	はちくら園 (入所更生・100 名) おおくら園 (入所更生・100 名) かまくら園 (入所更生・100 名) とがくら園 (入所更生・100 名) セルプふながた (入所授産・100 名)
6	同上の直接処遇職員	常勤：191 名
7	同一法人が運営する施設種別 (定員)	船形学園 (入所更生・100 名) 啓佑学園 (入所児童・100 名) 七ツ森希望の家 (在宅心身障害者保養施設・80 名) 太白荘 (救護施設・100 名) 婦人寮 (婦人保護施設・30 名) 援護寮 (精神障害者生活訓練施設・20 名) 精神障害者地域生活支援センター 敬風園 (特別養護老人ホーム・200 名) 和風園 (特別養護老人ホーム・200 名) 偕楽園 (養護老人ホーム・80 名) なかやま山荘 (老人休養ホーム・130 名) 介護研修センター (介護研修施設)
8	法人全体のグループホーム等設置状況	国制度：15 ヶ所 自治体制度： 無認可： ホーム総数：15 ヶ所 入居者総数：61 名

2. 自立訓練事業の概要

1	国の自活訓練事業の実施状況	平成 7 年度 1 ヶ所 (授産施設) 平成 9 年度 1 ヶ所 (更生施設)
2	法人独自の自立訓練事業の名称	社会自立訓練事業・生活の場所は自立訓練ホームコロニーのみでなく、法人運営の船形学園 (入所更生・100 名) も取り組み
3	事業開始年度	平成 9 年 6 月
4	事業実施期間	原則として 1 年以内 (更新して延長もある)
5	利用者・保護者への説明と同意書の有無	利用者本人の費用負担を明示した同意書あり、保護者より徴集。延長の場合は、本人との継続同意書。同意書がない場合は、事業から外している
6	利用者負担金	月額 20,000 円 ※取り扱い細則に「最低基準サービスを上回る部分として、利用者の同意を得て、一部本人負担とする」と明示している
7	職員の生活支援体制	支援スタッフ 32 名 (更生と授産施設の職員で専任体制) 業務当直体制 5 ヶ所 (ローテーション勤務) 早番、遅番体制 4 ヶ所・ 援助人体制 1 ヶ所 (業務委託) パート職員体制 7 ヶ所 (朝夕、各 1.5 時間を基本)

3. 自立訓練事業の基本的な考え方（地域生活実習の経緯）

平成9年6月、宮城県福祉事業団の独自事業としてスタート。

利用者は施設に在籍したまま、更生施設4ヶ所、授産施設1ヶ所で各々自立訓練ホームを立ち上げ「できる限り普通の場所で普通の生活が確保できるよう、街の中での4～6人単位の生活形態」に順次移行。

平成11年4月、利用者のニーズに応じた支援体制への転換を目指し、大規模施設船形コロニーを9つのセンター方式に組織改革。自立訓練ホームの支援活動は、自立支援センター（更生・授産合同）で一括担当、利用者の自立促進の相乗効果と支援活動の効率性を図ることになる。

4. 事業発展の要因と原動力

- ① 平成7年4月にグループホームを2ヶ所設置（船形コロニーと船形学園で各1ヶ所づつ）。それまでの地域生活の展開は、県に要望を出すとストップをかけられ、「出る杭は打たれる」で職員の発想も低迷化。変化は、浅野知事の誕生と平成8年に雲仙コロニーから田島氏を理事長に迎え入れ、事業推進のノウハウをご指導頂き、実践に移す中で徐々に現れた。
- ② 前述のコロニーの組織改革で、更生、授産の枠を取り払い、職員も利用者も相互乗り入れで、活性化ができた。
- ③ 地域移行を施設の周辺のみでなく、遠い場所は地域にある社会資源を活用する事でネットワークによる連携ができるようになる。

5. 事業の実施場所・設置数・利用者数（2001年7月1日現在）

場 所	設 置 数		人 数	
	国制度利用	独自の事業	国制度利用	独自の事業
施設外の専用ホーム		13		57
施設外の職員宿舎		1		2
施設敷地内の職員宿舎	1	8	2	20
施設建物の一部利用		1（7部屋）		※11
合 計	1ヶ所	23ヶ所	2人	90人

※当初、職員宿舎を利用したが、高齢のためにハード面に問題あり、施設に戻る

6. 1ヶ所当たりの利用人数

人 数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	11人		合計
ヶ所数		7	5	6	2	3	1（7部屋）		24

7. 日中の活動状況

活動場所	企業等就労	企業等実習	施設内作業	施設外作業	高齢者活動	その他	合 計
人 数		5	69		18		92

※ 施設内作業内訳

事業団施設内業務実習（老人休養ホームで調理補助業務）2名

作業援助センター作業50名

ポニー牧場実習5名

所内業務実習12名（船形コロニーの各センターで、清掃、リネンの交換、洗濯、食事の配膳・下膳等の作業で措置費より給料が支払われる）